大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

（配布資料）

１.「発注説明書」	６頁
２.「現場説明書」	１頁
３.「入札（見積）者に対する指示書」	１５頁
４.「売買契約書（案)」	１１頁
５.「特記仕様書」（表紙、別添を含む）	７頁
７,「競争参加資格確認申請書」	１頁
８.「質問・回答書」	１頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター

発 注 説 明 書

大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規程等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和６年１１月２９日

２　契　約　職　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター所長　水取　周隆

３　調達概要

(1) 件　　名　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務
(2) 業務内容　福島県大熊町が建設している産業交流施設 CREVA おおくまに（仮称）新情報センターを開館させる計画である。
本業務はこれに伴い必要となる什器等の調達を行うものである。
（詳細は別添、仕様書による。）
(3) 業務期間　契約日から令和 7 年 2 月 28 日
(4) 入札方法　入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した場合（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) そ の 他　本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

４　競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和 6 年 12 月 6 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

(1)　予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2)　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3)　営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
(4)　競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
(5)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

(7)　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8)　令和 04・05・06 年度に有効な全省庁統一資格（物品の販売、営業品目「家具・什器類」）を有する者であること。（当該参加資格について、申請済みであり、入札日までに競争参加資格を取得する場合も可とする。）

(9) 仕様書に指示された要件等を満たすことができること。

５　担当部課

〒970-8026　福島県いわき市平字大町 7-1　平セントラルビル 4F
中間貯蔵・環境安全事業株式会社　中間貯蔵管理センター　総務課
TEL 0246-23-8900（担当：服部）
FAX 0246-23-8916

６　競争参加資格確認申請書の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2)　競争参加資格確認申請書の提出

①　提出期間　令和 6 年 11 月 29 日(金)～令和 6 年 12 月 6 日(金) 16 時まで
土曜日、日曜日、祝日を除く毎日
10 時から 12 時及び 13 時から 16 時以下同じ。

②　提出場所　５に同じ。

③　提出方法　持参又は送付すること。（提出期限必着）
郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

④　提出部数　１部

(3)　競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。

(4)　競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日　令和 6 年 12 月 13 日(金)

通 知 方 法　通知書をＦＡＸ又は電子メール及び郵送する。(質問回答はＦＡＸ又は電子メールのみ)

(5)　その他

①　競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

②　提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。

④　提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。

⑤　競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限　令和 6 年 12 月 18 日(水) 16 時まで

②　提出場所　５に同じ。

③　提出方法　書面は持参又は FAX により提出するものとする。なお、FAX による場合は後日正本を提出するものとする。

(2)　契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 6 年 12 月 19 日（木）までに書面により回答するものとする。

8　質問及び回答

(1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い、書面（別添「質問・回答書」）により提出すること。

① 提出期間：[発注内容等に関するもの]

令和 6 年 11 月 29 日(金)～令和 6 年 12 月 6 日(金) 16 時まで

※期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見なします。
郵送の場合、期限まで必着のこと。

②提出場所：５に同じ

③提出方法：書面は FAX により提出するものとする。（末日の１６時必着とする。）
正は郵送すること

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

[発注内容等に関するもの]

回答日　　令和 6 年 12 月 13 日(金)

回答方法　ＦＡＸまたは電子メールにより回答する。

※競争参加資格を認められた者に対して回答。

9　入札の日時及び場所

(1) 日　時：　令和 6 年 12 月 20 日(金) 11 時 00 分

(2) 場　所：　福島県いわき市平字大町 7-1　平セントラルビル

10　入札方法等

(1) 入札書は、入札日に持参すること。

(2) 入札金額については、業務一式あたりの金額（税抜）を記載すること。

(3) 第１回の入札において予定価格を下回る入札者がいない場合は、再度入札を行う。

11　入札保証金　　免除

12　契約保証金　　免除

13　業務費内訳書の提示

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。

(2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにす

ること。

14　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を契約者としていた場合には契約決定を取り消す。

なお、入札執行の時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの、その他４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

15　落札者の決定方法

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 「契約細則第１７条第３項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が１０００万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第２条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第６条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

(3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

※　低入札の基準については下記 URL から確認できます。
https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/pdf/tei_nyusatsu_kijun.pdf

16　手続における交渉の有無　　無し

17　契約書作成の要否等　　要

18　支払条件

発注者への納入・検査・引渡完了毎に発注者に請求すること。なお、支払は請求書受領月の翌月末とする。

19　関連情報を入手するための照会窓口　　５に同じ。

20　その他

(1) 入札参加者は、別添「入札（見積)者に対する指示書）を熟読し、遵守すること。
(2) 別添様式等
① 入札者に対する指示書
② 売買契約書（案）
③ 仕様書
④ 競争参加資格確認申請書
⑤ 質問回答書

発注手続日程（予定）＜一般競争入札＞

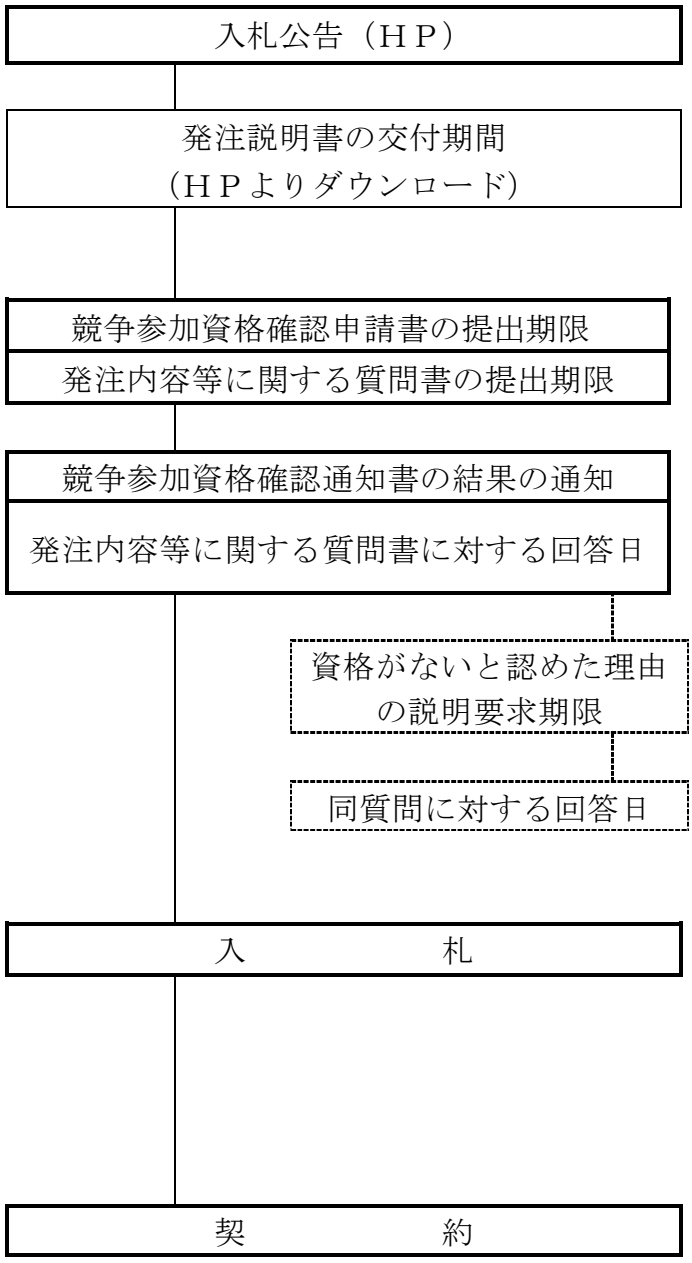

１１/２９（金）

１１/２９（金）
～１２/　６（金）

１２/　６（金）１６時まで

１２/１３（金）
Fax又は電子メール及び郵送
(質問回答書はFax又は電子ﾒｰﾙ)

１２/１８（水）１６時まで

１２/１９（木）

１２/２０（金）１１時００分

１２/２５（水）予定

時間については、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 10～12 時及び 13～16 時

現　場　説　明　書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

業　務　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

業 務 場 所　　福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 116 番 5
大熊町産業交流施設 CREVA おおくま内

業 務 期 間　　契約日から令和７年２月２８日

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約図書と同様の効力を有するものとする。

１．入札（見積）は「入札（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行なう。

２．質問回答は、別紙「質問・回答書」により行うものとする。

【発注内容に関するもの】

（１）質問書提出期間

令和６年１１月２９日(金)～令和６年１２月６日(金)まで。

上記期間の土曜日、日曜日、祝日、を除く毎日を除く毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時まで。

（２）提出方法　電子メールもしくはＦＡＸにより提出し、弊社に着信を確認すること。（末日の 16 時必着）

また、正本を別途提出すること。（郵送可）

（３）質問書提出場所　発注説明書「５　担当部課」に同じ

（４）質問書に対する回答日

令和６年１２月１３日（金）

（５）回答方法　ＦＡＸ又は電子メールにより回答。

以上

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一　入札執行上の注意事項

第1　入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

1　入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2　入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。

3　入札書は別添の書式によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。

4　入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。

5　入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。

①　代理人により入札する場合は、別添様式第１号－１の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

②　代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第１号－２及び第２号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

6　入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

7　送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。

①　入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。

②　送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。

③　送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。

8　入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

9　入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①　入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第８号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

②　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2　公正な入札の確保

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3　入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

1　入札書の金額が訂正してある場合

2　入札者の記名又は押印が欠けている場合

3　誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合

4　再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合

5　送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合

6　送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合

7　一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合

8　競争に参加する資格のない者が入札を行った場合

9　入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合

10　同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

11　明らかに連合によると認められる入札を行った場合

12　前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4　入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5　開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1　開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札終了後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第７号により申し込むこととする。

2　落札者の決定方法

①　中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　「契約細則第１７条第３項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が１０００万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件については、落札者となるべき者の入札価格が第２条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第６条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③　調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3　前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。

4　開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。

5　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。

6　前号の再度の入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者と見積り合せを行う。

二　契約上の注意事項

第1　契約書等

1　落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7 日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

2　契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

第2　契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3　契約代金の支払

1　目的物を納品したときは、別添様式第４号の納品書を提出するものとする。

2　納品後会社の検査に合格したときは、別添様式第５号の引渡書を提出すること。

3　完了代金は、別添様式第６号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三　その他の事項

1　入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。

2　入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

（様式第１号－１）

委　　任　　状

私は、（会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

委任事項　　入札（見積）に関すること。

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第１号－２）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

委任事項　一　入札（見積）に関すること。
　　二　復代理人を選任すること。
　　三　委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
　　四　諸願届等に関すること。

住　　所

会 社 名

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第２号）

（復代理人用）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

委任事項　　入札（見積）に関すること。

復 代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

代 理 人　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第３号）

入札（見積）書

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金											

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名　　印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
　　入札（見積）書は、封かんし、件名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

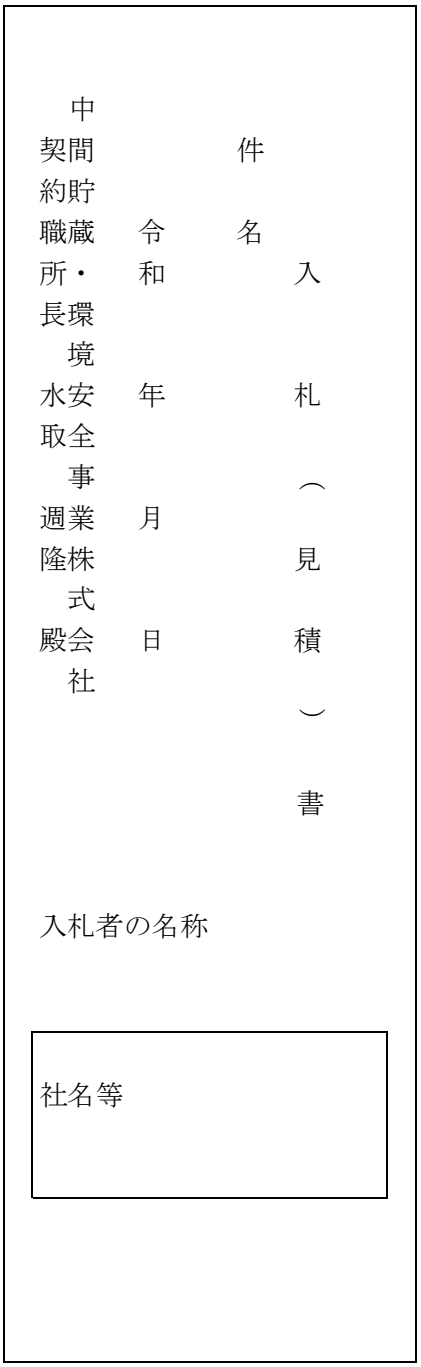

（裏面）

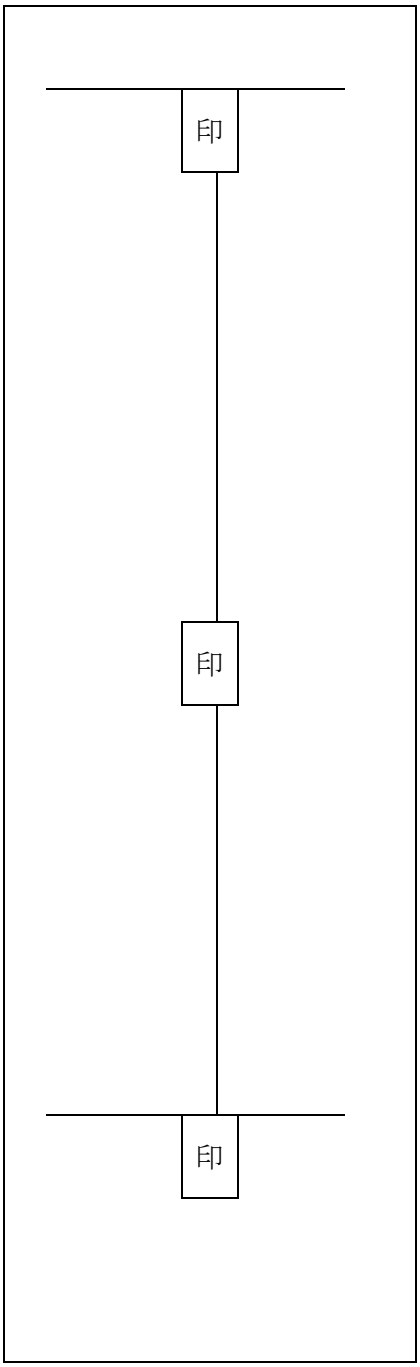

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名　　印

納　品　書

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

標記の件について、令和　　年　　月　　日　納品しましたので、お届けします。

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

引　渡　書

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

標記の件について、令和　年　月　日に検査に合格いたしましたので、これをお引渡し致します。

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印
適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号　[有]
(T　　)
(登録済の場合はＴで始まる登録番号を入力)　[無]
(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)

代金支払請求書

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

上記の件については、令和　　年　　月　　日に引渡しが完了いたしましたので下記のとおり請求致します。

記

金　　円
(内消費税額１０％：　　円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関

支店名

預　金　種　別

口　座　番　号

口　座　名　義

（様式第７号）

開札立会申込書

件　　名	
開札日時	
開札場所	
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	

※注　郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

①　入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
　本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
②　開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
③　本書面の提出
　提出期限　令和　　年　　月　　日（　）　　時
　提出場所　福島県いわき市平字大町７－１　平セントラルビル　４階
　　中間貯蔵・環境安全事業(株)　中間貯蔵管理センター　総務課
　　ＦＡＸ０２４６－２３－８９００　電話０２４６－２３－８９１６
　提出方法　持参、郵送又はＦＡＸ

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

入札（見積）辞退書

件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書

業務名	大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務
会社名	印
担当者名	印

質問番号	仕様書頁	質　　問	回　　答

1　質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
2　期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

売買契約書(案)

1. 件　　名　　大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

2. 業 務 期 間　　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日

3. 納入及び据え付け期間
令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日

4 . 納 入 場 所　　仕様書のとおり

5. 契 約 金 額　　金　　円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額　　円)

6. 契約保証金　　免　除

上記の件について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「発注者」という。)と、○○○(以下「受注者」という。)は、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)
第1条　受注者は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書(以下「仕様書等」という。)の定めに従い、契約物件を納入期限までに発注者の指定する場所に納入し、発注者は、その代金を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)
第2条　受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合にはこの限りでない。

(仕様書等の疑義)
第3条　仕様書等に明示されていないものは、発注者受注者協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(納入及び納品書の提出)
第4条　受注者は、物件の納入を終了したときは、速やかに発注者に納品書を提出しなければならない。

（検査及び引渡し）
第5条　発注者は、納品書を受領したときは、10日以内に仕様に基づき、物件の検査を行う。
2　発注者は、検査の結果、合格と認めたときは、受注者から物件の引き渡しを受けるものとし、引き渡しが終わった時をもって所有権移転の時期とする。
3　受注者は、物件が第1項の検査に合格しないときは、直ちに取り替えまたは補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、取り替えまたは補修の完了を納入の完了とみなし、前2項の規定を準用する。

（支払）
第6条　受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払いを発注者に請求するものとする。
2　発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに代金を支払うものとする。

（契約不適合責任）
第7条　発注者は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
2　前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者に通知することを要する。ただし、第5条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
3　受注者が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、受注者の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて受注者に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか発注者が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、受注者に対し、第1項の催告をすることなく、受注者の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

（納入期日の延期）
第8条　受注者は、頭書の期限内に物件を納入できないときは、あらかじめ発注者に対し事由を付して納入期日の延期を申し出ることができる。
2　発注者は、前項の申請により正当な事由があると認めたときは、その延期を承認することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第9条　受注者の責に帰すべき事由により納入期日までに物件の納入を終了しないときは、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前条による納入期日の延期を認めた場合でも、その延期の原因が受注者の責任であるときは、契約金額に対して延長日数に応じ、年2．5パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

3　発注者の責に帰する事由により第6条の規定による代価の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して延滞日数に応じ、年2．5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

（機密保持）

第10条　発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に対して漏洩してはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならいない。但し、次の各号のいずれかに該当することを自ら立証できるものについてはこの限りではない。

（1）　相手方から開示を受け、又は知り得た時点で印刷物等により既に公知であったもの又は自己が既に所有していたもの。

（2）　相手方から開示を受け、又は知り得た後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。

（3）　相手方から開示を受け、又は知り得た後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの。

2　前項の規定は、本契約が終了し又は解除された後も有効とする。

（契約の解除）

第11条　発注者又は受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）　本契約の各条項のいずれかに違反したとき。

（2）　破産、民事再生又は会社更生法の申立をしたとき、もしくは第三者から申立を受けたとき。

（3）　差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

（4）　監督官庁から許可の取り消し、営業の停止等の処分を受けたとき。

2　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（3） 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7） 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者が前2項の規定に該当しこの契約が解除された場合においては、受注者は、代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第12条 本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

（1）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 （これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出

を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の6又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（不可抗力）

第13条 天災地変、労働争議、法令の改変その他当事者の責に帰し得ない事由によって本契約に関する債務不履行が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知する。なお、この場合には、本契約の債務不履行とは看做されないものとし、その対応につき発注者と受注者の間で協議する。

（損害補償）

第14条 発注者及び受注者は、本契約に関して自らの責に帰すべき事由により相手方または第三者に損害を与えた場合、協議のうえ、その補償の責を負うものとする。

（損害金等の徴収）

第15条 受注者が、本契約に基づく損害金、補償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から売買代金支払の日まで年2．5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき売買代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2．5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（その他）

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住 所　福島県いわき市平字大町7－1
　　氏 名　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
　　中間貯蔵管理センター
　　契約職所長　水取　周隆　　印

受注者　　住 所
　　氏 名　　印

大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他

什器等調達業務　仕様書

2024（令和 6）年 12 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

１．　業務名称

大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務

２．　業務期間

契約日～2025（令和 7）年 2 月 28 日

３．　納入及び据え付け期間

2025（令和 7）年 2 月 15 日～2025（令和 7）年 2 月 25 日

４．　納入場所

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 116 番 5

大熊町産業交流施設 CREVA おおくま内

中間貯蔵管理センター、2 階執務室、1 階（仮称）新情報センター

５．　業務内容

別添１の内訳書に記載の什器等を納入場所に納入し、別添２什器等レイアウト図のとおり据え付けを行うこと。ただし、据え付け場所の詳細については、発注者の指示に従うこと。

納入する什器等の品目、寸法、規格及び数量は、別添１内訳書のとおりであり、内訳書の什器・備品と同じものあるいは同等またはそれ以上のものとする。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる商品については、グリーン購入法に適合する物品であること。

なお、同等またはそれ以上のものをもって入札する場合は、質問書にメーカー、品名、品番、カタログページを記入し発注者の確認を得ること。

ロッカー、キャビネット類の据え付けにあたっては、転倒防止対策を行うこと（別添 1 備考に記載）。また、搬入、据え付けにあたり、施設等への損傷防止対策を行うこと。損傷等が発生した場合の修繕等については受託者の責任で対応すること。

６．　業務計画書

契約締結後速やかに業務計画書（工程含む）を提出すること。業務計画書の作成にあたっては、以下の事項を考慮すること。

1）本業務のほか、ネットワーク工事、電話設備工事等を行う計画であるため、搬入及び据え付け作業日時は発注者と協議のうえ業務の円滑な推進を図ること

2）別添２什器等レイアウト図

７．　安全対策

本業務の実施にあたり、関係者、作業員の安全を確保するため、体制及び環境を整え、

また、作業者の教育や作業における危険予知活動等を行い、事故の未然防止を徹底すること。

８．　業務報告

業務終了後、業務報告書を作成し、以下の成果品を含め提出すること。

附帯納入品（鍵、予備品、納入品リスト等）

各種連絡先一覧（機器メーカー等）

取扱説明書（機器類、保守説明書、保証書等）

各種届出書（必要に応じ）

その他

なお、発注者に提出する紙類・納入印刷物（付属ファイル等を含む）による成果物の作成にあたっては、グリーン購入法に定められた基準を遵守すること。

９．　その他

業務内容等に問題が生じた場合には、発注者と協議すること。

別添1　什器等内訳書

場所	No.	品目	メーカー（参考）	商品名（参考）	品番等（参考）	寸法、仕様等	数量	単位	備考
2F 執務室	①	平机	ITOKI	CZRデスクTypeS	CZR-107JAS-9W9	W1,000D700H720	32	台	
	②	椅子	ITOKI	フルゴチェア	KF-436GB-T1M5	ループ肘、ナイロン双輪キャスター、ハンガーなし、GB張地	32	脚	
	③	折りたたみ椅子	ITOKI	モノンチェア	KLD217PV-T1T1M4	樹脂メッシュバック肘なし、棚なし、塗装脚、ナイロン双輪キャスター、抗ウイルス布地(PV)	62	脚	
	④	折りたたみテーブル	ITOKI	スレント	THN-156KSL-Z571	W1,500D600H720	16	台	
	⑤	ロッカー	ITOKI	クローレ	HCE-0931SS-W9	W900D515H1790	9	台	転倒防止措置 B工事パーテーション
	⑥	ソファベッド	ITOKI	ソファベッド	PDB-E501SB-15	W2,000D730H770	1	台	
	⑦	センターテーブル	ITOKI	クロシア	XSA-1264M-82	W1,200D600H450	1	台	
	⑧	電話台	ITOKI	電話台	VWL-073-SV	W400D400H700	1	台	
	⑨	2段棚	ITOKI	ファイリングワゴン	HBB-536FA-W9	W500D270H610	32	台	
	⑩	書類等収納棚	ITOKI	シンラインキャビネットモバイル	HCN-189HSN1-W9	W900D450H1,730	5	台	転倒防止措置 A工事元壁
	⑪	折りたたみテーブル	ITOKI	スレント	THN-064KXL-Z571	W650D450H720	6	台	
	⑫	両開き棚	ITOKI	シンラインキャビネット	HTM-189HS-W9	W900D450H1,730	2	台	転倒防止措置 B工事パーテーション
	⑬	開放型棚	ITOKI	軽量タイプRR型開放型(基本型)有効4段	ERR-163440-W7	W900D450H1,800	4	台	転倒防止措置 B工事パーテーション
	⑭	簡易パーテーション	ITOKI	スクリーンパネルKタイプ	FSK-188AGC-W9C6	W1800D430H1,800	1	台	
	⑮	キッチンキャビネット	ITOKI	木製キッチンキャビネット	HAK-618AWN-W9	W600D440H1,800	1	台	転倒防止措置 A工事元壁

場所	No.	品目	メーカー（参考）	商品名（参考）	品番等（参考）	寸法、仕様等	数量	単位	
1F（仮称）新情報センター	⑥	ソファベッド	ITOKI	ソファベッド	PDB-E501SB-15	W2,000D730H770	1	台	
	⑫	両開き棚	ITOKI	シンラインキャビネット	HTM-189HS-W9	W900D450H1,730	2	台	転倒防止措置 B工事パーテーション
	⑬	開放型棚	ITOKI	軽量タイプRR型開放型(基本型)有効4段	ERR-163440-W7	W900D450H1,800	4	台	転倒防止措置 B工事パーテーション

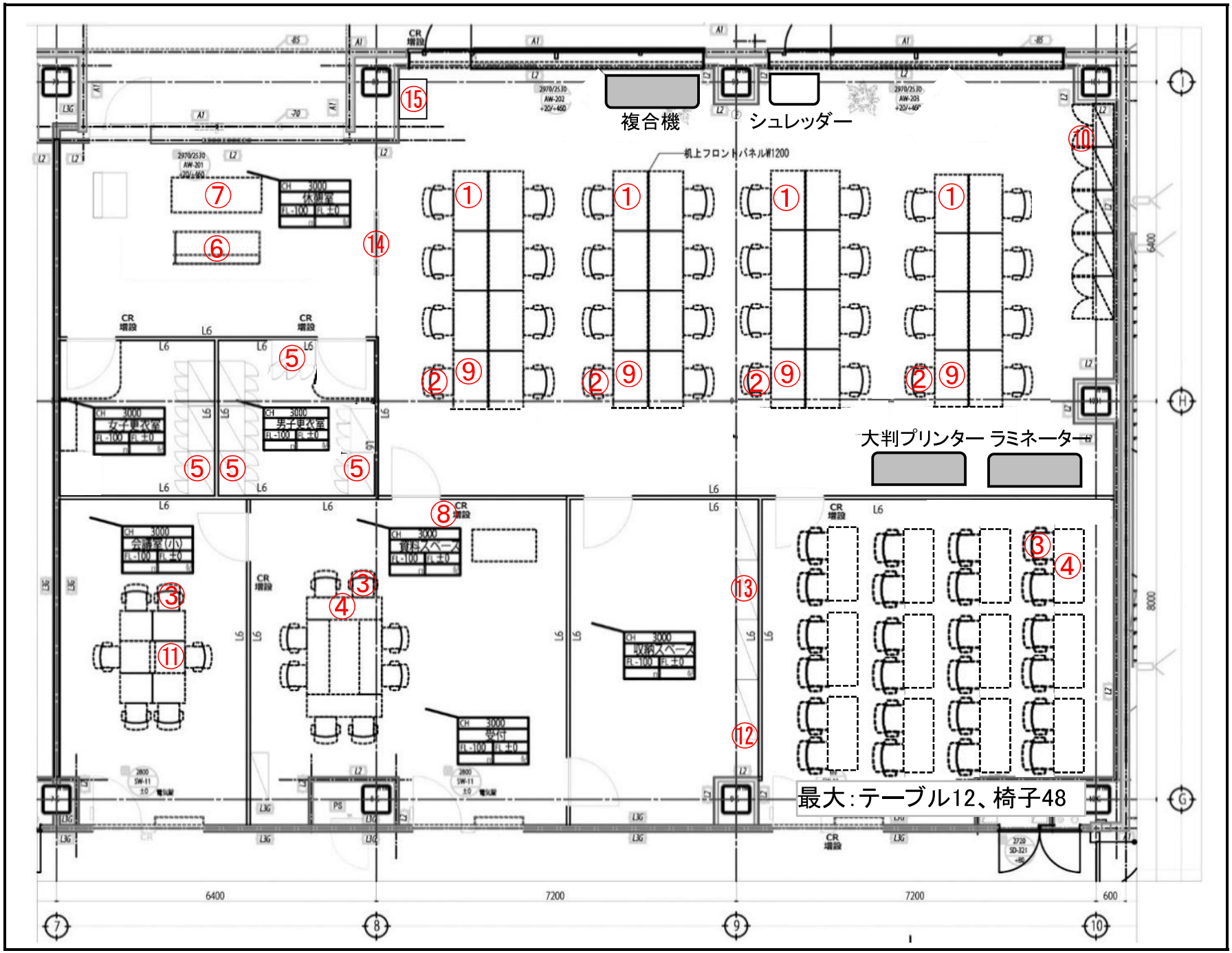

別添2-1　什器等レイアウト図（2階執務室）

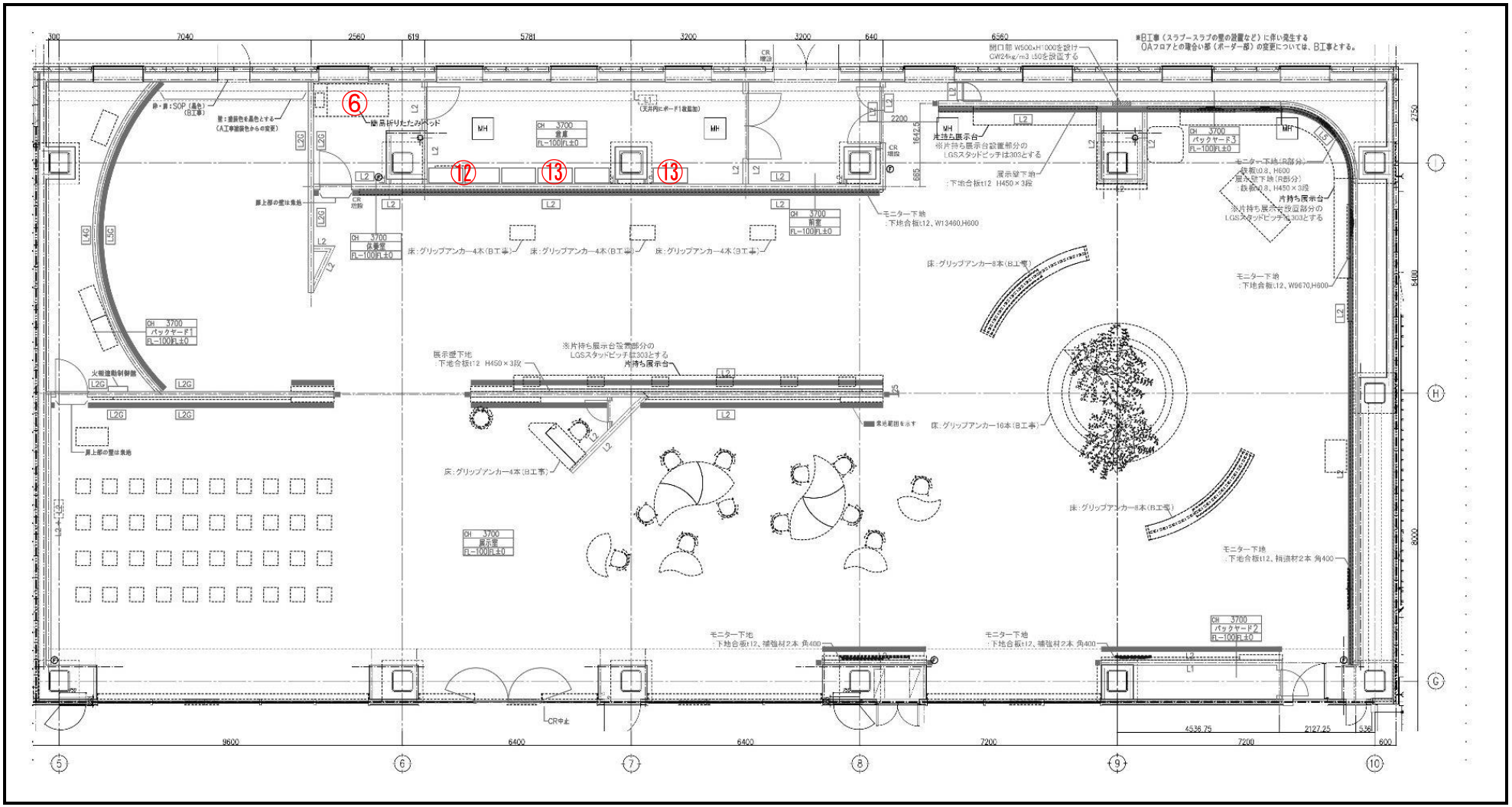

別添2-2　什器等レイアウト図（1階(仮称)新情報センター）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中間貯蔵管理センター
契約職所長　水取　周隆　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和６年１１月２９日付けで公告のありました「大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書４の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1、令和 04・05・06 年度に有効な全省庁統一資格（物品の販売、営業品目「家具・什器類」）を有する者であること。
　または、令和04・05・06年度の同条件の資格の申請中である場合はその写し

以上

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
Ｔ Ｅ Ｌ:
Ｆ Ａ Ｘ:
E-mail :

※（参考までにお知らせください）　適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号

［有］（T　　）（登録済の場合はTで始まる登録番号を入力）

［無］（無しの場合は[有]に取り消し線を入力）

質問・回答書

工事名	大熊町産業交流施設内中間貯蔵管理センター執務室他什器等調達業務
会社名	
担当者名	

質問番号	仕様書頁	質　　問	回　　答

1．質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。

2．期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合は期限までに必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社